

## 第2回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和6年7月30日（火）9時30分～12時00分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 前田労働基準部長、中塚賃金室長

市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議 事

(1) 令和6年度地域別最低賃金改定の目安について

(中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対する伝達)

(2) 鳥取県最低賃金の改正決定にかかる関係労使の意見の申出について

(3) 鳥取県最低賃金の改正審議

(4) その他

5 資料目次

(1) 令和6年度鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果（令和6年7月26日現在）

(2) 令和4年分民間給与実態統計調査結果について（令和5年9月）（国税庁企画課）

(3) 令和3年度鳥取県県民経済計算：主要指標

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 それでは、ただ今から第2回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について確認いたします。

本日は、北畑委員が欠席でありまして、9名中8名が出席ということになっています。最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本日の専門部会は公開しており、6名の傍聴人がお見えになっております。傍聴人の皆様には、傍聴に当たりまして遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

これより先の専門部会の進行を部会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○佐藤部会長 おはようございます。

では、今日は議事がたくさんありますので、進めていきたいと思いますが、まず、1番目、令和6年度の地域別最低賃金の改定の目安についてということで、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対する伝達ということで、ビデオメッセージの方が、昨年もありましたが、届きましたので、まずこれを視聴することといたします。

では、放映の方をお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 それでは、放映させていただきます。

〔ビデオメッセージ放映〕（令和6年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申（令和6年7月25日）を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への会長メッセージ）  
皆さんこんにちは。

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会において取りまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といたしますのは、昨年に続き2回目となります。

御視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に

向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思えます。

それでは、最低賃金の位置付け、法令要素についてまずはお話しをしておきたいと思えます。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思えます。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際に求められております。近年の配慮内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思えます。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思えます。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思えます。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思えます。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使

で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話をしておきたいと思います。まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、3年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資

料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6～9%程度で推移をしております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限って見た上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載のとおり、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高

くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円・4.6%、Bランク50円・5.2%、Cランク50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思えます

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思えます。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を

速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところがございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤部会長 御覧いただいたとおり、中央最低賃金審議会の藤村会長による目安の位置付け、目安のポイント、発効日についての説明があったところです。

目安の位置付けにつきましては、あくまでも地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであって、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないということが改めて示されました。また、令和6年度の目安のポイントについては、昨年を引き続いて消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から、生計費を重視したということが述べられておりました。また、発効日についても、公労使で議論して決定できるということが示されました。ということで、このように示されていきましたので、これを理解した上で、我々も審議を進めていきたいと思っております。また、このメッセージの内容についての委員の方の御感想については、また後ほどお聞きしたいと思っております。

では、議事の2番目、鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出についてです。事務局から説明をお願いします。

○市村賃金室長補佐 最低賃金法第25条第5項に基づき、令和6年7月1日付けで関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、鳥取県労働組合総連合の堀尾結美様から意見発表申込書が提出されております。

○佐藤部会長 関係労働者から本審議会に対しまして、意見陳述の申入れがあったのであれば、最低賃金法第25条第5項に基づき、意見を承りたいと思います。

○市村賃金室長補佐 それでは、鳥取県労働組合総連合の堀尾結美様、意見の陳述をお願いいたします。

○堀尾意見陳述人 私は、鳥取県労連で事務局長をしております堀尾です。このたびは、貴重な時間を取っていただきありがとうございます。

全労連中国ブロック協議会でこの6月に最低賃金審議会の開催に当たって要請をした際に、専門部会の日程が事前に分かれば、意見陳述もしやすくなるとの現場の労働者の意見を要請しました。その意見を酌んでいただき、日程調整をしていただいたことにお礼を申し上げます。

今日は、本来ならば、現場のパートさんがここに立って意見を述べることになっていたのですが、同じ職場のパートさんがお休みを取られてしまって、その方が休めなくなりましたので、原稿を預かってまいりましたので、堀尾が代読をして意見陳述とさせていただきます。

物価高騰の波が止まりません。厚生労働省、2024年5月23日に発表した毎月勤労統計調査によると、物価高騰を考慮した1人当たりの実質賃金の月平均は、前年度比2.2%減となっています。現金給与総額は1.3%増の33万2,533円で、そのうちパートタイム労働者は10万5,989円です。実質、名目金額が3年連続増加しているにもかかわらず、物価高騰に賃金が追いついていません。とりわけ深刻なのは、パートやアルバイトといった非正規労働者の賃金です。

私たち生協労働組合では、2024年春闘で大幅な時給アップを要求し、闘ってきました。しかし、出てくる回答は、昨年の最低賃金改定額の40円から50円と、判で押ししたようなものばかりでした。労働組合があり、要求できるところでも、この結果です。組合がない、組合に加入できない非正規労働者の賃上げはどうだったのでしょうか。

最低賃金の大幅な引上げとともに、必要なのは、地域間格差です。これをなくすことです。この間、中央最低賃金審議会の中でも、地域間格差の問題は取り上げられてきましたが、一向に格差が解消されていません。そのため、最低賃金の低い地域から高い地域への人口、労働力流出が止まらず、地方経済に打撃を与えています。今の地方別最低賃金では、それぞれの地方で労働力の確保を困難にするものになっています。

今や非正規労働者は、全労働者の4割と言われていています。私がパートとして働いている

鳥取県生協も、全職員の半分以上が非正規労働者です。非正規労働者が事業にとって欠かせない存在にもかかわらず、非正規労働者は、地方最低賃金に張りついた低賃金になっており、生協の初任給時給は、最低賃金900円に春闘で勝ち取ったプラス36円で、936円です。非正規労働者の賃金は、主婦の補助的収入として低く抑えられていますが、主婦だけが非正規で働いているわけではありません。世帯主として非正規で働いている労働者も少なくありません。低賃金の労働者は、長時間労働を余儀なくされ、ダブルワークやトリプルワークをしている仲間は健康や将来の不安を抱えながら働く日々です。時給の低さからくる低収入による生活不安は、憲法25条が保障する健康で文化的な生活には程遠く、最低賃金の引上げは命をつなげることにつながると考えます。今の鳥取の最低賃金900円でフルタイム働いたとしても、年収200万円以下の貧困ラインです。これでは一人でも人間らしい暮らしができないことは明らかです。たとえ1,000円になっても、年収200万円程度ですが、賃金の底上げで、消費を促し、暮らしの改善につながることが望めます。

生協労連では、非正規で働く仲間の生活実態を生協労連パート労働黒書として毎年発行しています。2024年春闘に向けて寄せられた一部を紹介します。

店舗で勤務して23年、63歳になります。勤務時間は5日掛ける5時間、時給は992円で、少しずつベースアップはありますが、生活はいつもぎりぎりです。体が不自由な夫と2人暮らしです。仕事から帰ったら夫の世話をしています。夫の年金と私のパートの給料で生活をしています。子供たちはそれぞれ独立しているので、子供たちの生活もあるので、なかなか頼りにくい状況です。今後の生活を考えると不安ばかり。いつまで働けるのか、いつまで夫の世話ができるのか、この物価上昇の中でパートの時給は上がらないまま、いつまでたっても安定した生活はできません。介護と仕事の両立は体力的に、経済的に苦しいものがあります。夫を施設に入所させるための貯金もありません。この物価の状況での夫の病院代、日々の生活費、電気代、ガソリン代などの支払は、このパートの時給では無理です。せめて1,500円以上にならないければ生活が立ち行かなくなります。

このパート労働黒書は、誰がいつこのような状況になるかも分かりません。私と近い年齢で、とても人ごととして受け取れません。

全国労働組合総連合、全労連は、全国で最低生計費試算調査に取り組んでいます。その調査から、全国どこで暮らしても生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳独身単身者が自立した暮らしをするためには、時給1,500円以上、月額23万から24万円は必要だ

という調査結果を出しています。中国、四国地方では、山口、広島、岡山、高知も取組が終わっています。調査結果の月額23万から25万円は、男女で多少差はあるものの、地域差はありません。消費税が上がるにつれて、最低生計費は上がっています。今すぐ1,500円は、データに基づいた根拠のある主張です。これは決してぜいたくな暮らしではなく、ささやかな暮らしを実現するための時給です。1,500円以上なくても暮らせるという意見もあります。しかし、私たちが求めるのは、節約と我慢を強いる貧困の暮らしではありません。健康で文化的な暮らしです。

地域のパートやアルバイトの時給は、最低賃金に張りついています。最低賃金は、多くの労働者の生活の基盤となっています。最低賃金の審議は、ぜひ県民の暮らしの隅々にまで寄り添ったものになるよう、今すぐ1,000円の引上げをお願いします。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

とても貴重な御意見を賜った次第であります。今いただきました御意見につきまして、委員の皆様から何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

では、河村委員、お願いします。

○河村委員 大変貴重な御意見ありがとうございました。

我々も、やはり労働者、生活者の生活を維持するという観点からも、どこに光を当てるのかということをややはり最低賃金というのは考えるべきだというふうに思っています。水準については、いろいろな調査があろうかと思えますけれども、やはり先ほどおっしゃったように、1,000円以上というところは目指していくべき水準だと思いますし、そういった方向になるように、審議を重ねていきたいと思っています。ありがとうございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、ありますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 では、改めまして、意見陳述、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴席に御案内をお願いいたします。

では、賜りました意見陳述の内容につきましては、今後の審議において参考にさせていただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。

続きまして、書面による意見聴取の実施結果について、事務局から説明をお願いします。

○市村賃金室長補佐 第544回鳥取地方最低賃金審議会において御審議いただきました、

書面による意見聴取の実施結果につきまして、第2回鳥取県最低賃金専門部会資料の1ページから説明します。

資料1の令和6年度鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果を御覧ください。7月26日現在で取りまとめていますが、回収率は、使用者が73.4%、労働者が67.7%となっています。

2から3ページに使用者からの回答結果のまとめを、4から5ページに労働者からの回答結果をまとめています。

なお、これらの基になった意見そのものの詳細は、委員限り資料で提出させていただきました。委員限り資料の資料1が使用者の意見、資料2が労働者の意見となっておりますが、この資料を委員限りとさせていただきますのは、意見内容にはプライバシーにかかわるものが含まれていることからの配慮です。

なお、前回提出させていただいた委員限り資料から追加したものを、太い枠線で囲っています。以上、意見聴取結果についての御報告でした。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、ただ今いただいた説明について、何か御質問等ありますでしょうか。特に現時点ではないですか。よろしいですかね。

では、先に進ませていただきます。

では、議事の3番目、鳥取県最低賃金の改正審議についてということになります。

前回、労使双方より要望等がありましたので、その結果について、事務局より説明をお願いいたします。

○中塚賃金室長 それでは、事務局より説明いたします。

第545回鳥取地方最低賃金審議会におきまして、双方の委員の方から要望等いただきましたので、まずは、河村委員から頂いておりました第545回鳥取地方最低賃金審議会資料の机上配付資料の18ページと19ページの内容です。18ページは地域別最低賃金の未満率と影響率、19ページにつきましては賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率が示されていますが、この差は何が違うのかという内容の質問を頂きました。

事務局の回答といたしましては、まず、18ページのこの表につきましては、最低賃金に関する基礎調査の結果のデータということになります。最低賃金に関する基礎調査の概要といいますのは、これも第545回審議会で本体資料として提出しました11ページ、詳しくは10ページから最低賃金に関する基礎調査結果というのを示しております、こ

れの目的でありますとか、調査の範囲ということはこちらで確認いただければと思います。片や、賃金構造基本統計調査についてですが、まず、賃金構造基本統計調査とはどういったものかといいますと、主要産業に雇用される労働者について、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴などといった労働者の属性別に見た我が国の賃金の実態を事業所の属する地域、産業、全規模別に明らかにするために、国の最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく基幹統計に指定され、毎年7月に調査を実施しております。この調査結果につきましては、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、最低賃金の決定、労災保険の年金額の算定の資料として、また、雇用、労働に係る国の政策検討の基礎資料として活用されているものです。では、事業所の抽出ですけれども、これは、最低賃金に関する基礎調査と一緒にになりますが、総務省が管理する事業所母体集団データベースにおける事業所を母集団として、都道府県産業事業所規模別に無作為に抽出して選定されます。最低賃金に関する基礎調査につきましては、前回の説明の中でもお話ししましたが、抽出した事業所については、今年度は1,402事業所です。これは前回の提出資料の11ページにも記載がございます。賃金構造基本統計調査につきましては、鳥取県でいきますと今年度の調査対象は932事業所ということになります。932事業所ということで、今現在、報告時期になりますので、点検等を行っているところになります。それから、対象になりますが、これも最低賃金に関する基礎調査につきましては、前回資料の11ページに対象が示されておまして、調査の対象となる事業所は、製造業及び情報通信業のうち新聞社、出版社で常用労働者100人未満を雇用している事業所と、そのほかの産業で常用労働者30人未満を雇用している事業所ということになります。片や、賃金構造基本統計調査につきましては、事業所規模5人以上の民営事業所ということにしております。したがって、規模の大きい事業所も含めて調査する賃金構造基本統計調査の方が最低賃金に関する基礎調査に比べて、影響率が小さいものとなります。

続きまして、質問の中で、第545回審議会の中の本体資料57ページに、鳥取県最低賃金改正試算表のところで、影響率2.13%という表示をしております。この2.13%の影響について、特例として除外人数を把握していれば教えていただきたいということで、特例の人については、未満率とか入れるべきではなく、影響率にも響いてくるのではないのかというふうな意見だったと思います。

事務局で確認しましたところ、2.13%は、現在の最低賃金額900円を下回ってい

る数値ですが、この中には、単純に900円に満たないものもあれば、最低賃金の減額に関する特例を受けている者もあろうかと思えます。単純に900円に満たないものの中には、いろいろなケースがあると思えますが、中には、変形労働時間制によって調査対象月の6月の労働時間の配分が長くなって、結果として1時間当たりの時間額が900円を下回ってしまっているというケース等も含まれているものと考えられます。御質問として、最低賃金の減額に関する特例を受けている人数が把握できるかということですが、結論としては把握できません。最低賃金に関する基礎調査は、最低賃金の改正に重要な資料となることから、事務局といたしましても、できる限り詳細に確認するように努力しているところですが、減額の特例許可対象者であるか否かを確認いただける、回答いただける事業所もあれば、回答いただけない事業所もあって、調査対象のうち、減額の特例許可の対象となった正確な人数は把握が不可能であることを申し上げます。

続きまして、西村委員から御要望のありました最低賃金の上昇率と鳥取県内の平均年収の上昇率がリンクしているのかを比べてみたいので、例えば国税庁の統計資料等があれば示してほしいということで御要望を頂きました。

事務局の方で確認を取ってみましたら、まず、平均年収の推移が分かる資料を調べてみましたが、国税庁の方の統計を調べてみましたところ、本日の資料に、6ページから、資料2ということで提出しております。その7ページを御覧いただきますと、平均給与の推移がありますが、これは全国的なものであって、確認しますに、都道府県別の数値は公表ということとはございませんでした。それから、資料ナンバー3で、今度は12ページになります。12ページにつきましては、鳥取県県民経済計算として主要の指標が示されておりますが、これは最新のデータ、令和6年に出された最新のデータになりますが、令和3年までのものしかありませんでした。一番最近のもので令和3年までのものということです。これを見ますと、人口1人当たりの県民所得や雇用者1人当たりの雇用者報酬という項目が示されております。この人口1人当たりの県民所得の中には、雇用者報酬や財産所得等が含まれています。また、雇用者報酬だけで考えても、給与のほか、退職金なども含まれていますので、平均年収ということを考えますと、決して同じものにならないというふうに感じました。したがって、御要望にありました鳥取県内の平均年収と多少意味合いが異なるかも分かりませんが、参考にさせていただきたく、今回の資料として提出させていただきました。

最後に、これは、委員限りとして資料を付けさせていただきましたが、資料ナンバー3

に、アンケート結果を付けております。これは、佐藤部会長から提出されました資料で、学生さんに対してアンケートいただいた結果ということで、今回の資料に付けさせていただきました。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

前回の要望についての回答をしていただいたところでありますけれども、河村委員、西村委員の方から何かありますでしょうか。

○河村委員 ありがとうございます。何やら、分かったような、分からないような気がしております。

賃金調査のところですが、その影響率、未満率のところですが、要するに最低賃金の調査の結果に関しては、対象が低いところに限られた調査で、賃金構造基本統計調査の方は、全体の調査という理解でよろしかったでしょうか。

○中塚賃金室長 はい、そういった理解で間違いございません。

○河村委員 あと、57ページの影響率のところですが、特例の人数は把握できないということですが、6月は労働日数が多くて、時給換算に直すと、時給が低く出るというような話が以前あったかと思うのですけれども、ならば、なぜ6月なのかという話なのですが、それが、もう6月というのはルールで決まっているということによろしかったですか。

○中塚賃金室長 これは単独で地方の局が決めるものではなくて、全国統一的なものということになりますので、その調査の対象が6月ということは決まっております。

○河村委員 再度のお尋ねですけれども、6月の労働日数が多いことによって最低賃金を割ってるケースは、指導なり、最低賃金法違反にはなり得ないという認識でよろしいですか。

○久保田賃金指導官 6月の調査は、この審議会に向けての調査ということでございまして、6月に決まっておりますのと、普通、月給制の場合は、1年間の所定労働時間を出しまして、それを12で割って計算するという中で、この6月の支払う予定の金額と、その6月の実際の1日の所定労働時間と所定労働日数を回答していただくようになっており、年間の労働時間は調査対象となっておりません。ですから、中にはそういったケースも出てきておるということでございます。そして、統計調査は、監督、指導とは別という扱いで行っておりまして、基礎調査については、あくまでも調査結果ということでまとめております。

○花原委員 その最低賃金の違法での罰則ということについてですけれども、例えばこれが1年を通じて計算した場合、時間当たりが罰則を受けるのか、1か月でも下回ったら罰則を受けるのか、その辺教えていただけますか。

○久保田賃金指導官 今回の件に関しましては、月給制の場合、その月によって所定労働日数が多い月と、少ない月があっても、それを年間で平均して算出をしまして、それが最低賃金額より上回っておれば、それは法律違反になりませんが、その年間を平均するときに、特定の1か月のみをとらえて、仮に労働日数がその月が多く労働時間が長くて、その時間で割ると1時間当たりの金額が低くなるというケースがあっても、その月のみをとらえて違反とはしません。

○花原委員 ということは、罰則が適用されるのは1年後ということですか。

○久保田賃金指導官 その計算をしたときに、1年間を平均して下回っていれば、その時に指導を行います。

○佐藤部会長 よろしいですか。

○河村委員 よくないですけども、いいです。

○佐藤部会長 ということで、では、引き続き、次に進めさせていただきますが、いよいよ金額審議に入りたいというふうに思います。

前回と同様、労働者側代表の河村委員と、使用者側代表の西村委員と私との3名で、本日のこの金額審議の進行に関わる協議を行いたいと思いますので、会場の準備をお願いいたします。15分程度いただければと思います。 休会いたします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 では、再開したいと思います。

それでは、本日、金額の御提示をお願いしたいと思いますので、労使双方分かれて、まず、各側の委員で協議をしていただきたいと思います。

では、会場の方の御用意をお願いいたします。

どれぐらいの時間が必要ですか。

○西村委員 最大10分でいいと思います。

○佐藤部会長 労働者側も10分で大丈夫ですか。

○河村委員 10分でお願いします。

○佐藤部会長 では、10分間休会したいと思います。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 それでは、再開したいと思います。

では、金額の御提示をお願いしたいと思います。今回は、使用者側から金額の提示をお願いします。

○西村委員 金額をもうずばり申し上げます。

前回は根拠についてはお話ししていますので、根拠についてのぶれはございません。物価の推移にスライドさせていくというのが使用者側の考えでございますので、物価の推移を示す指数というのがいろんな種類があるので、どれに合わせるのかというところはあるのですが、一般的な指標で4%から5%というところが物価の上昇率というふうにとらえておりますので、現在の900円から考えると36円から45円の幅というところで、マックス45円というのが使用者側の見解です。

○佐藤部会長 そうすると、945円が妥当であるということですか。

○西村委員 最大で945円ということです。

○佐藤部会長 最大でというと、まだ幅を持たせるということですね。

○西村委員 はい。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、労働者側、お願いいたします。

○河村委員 まず、本日、中央最低賃金審議会の藤村会長がビデオメッセージということで発言をされました。正直、真新しいことが何一つなく、残念なビデオメッセージだったなと思っております。そもそも、中央最低賃金審議会において、セーフティネットとしてのあるべき水準の議論がなされていない、このこと事態が非常にもう残念で仕方ありません。そういったところを考えますと、我々としては、根拠を示し得るセーフティネットとしての水準、そういうことを考えれば、連合が出しておりますリビングウェイジが、根拠がある数字だと思っています。それからすれば、鳥取県は1,050円ということになります。ただ、自動車保有の場合は、実は1,352円です。鳥取の地域性を考えれば、誰もが自動車を保有しているわけですから、本来は自動車保有の場合というところを考えるべきかもしれませんが、到達可能なというところを考えれば、1,050円というところを一つのターゲットに置くべきだろうと思っています。したがって、現行の900円から150円引き上げ、1,050円ということをもまずは提示をさせていただきたいと思っています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、現時点で、労使の提示された金額が100円以上という大きな開きがありますので、一度ここで、公益委員の方でお話を伺う機会を設けさせていただきたいと思いません。

それでは、まず、使用者側委員と協議をさせていただき、その後労働者側委員と協議を行いたいと思います。

では、事務局は場所の御用意をお願いいたします。

では、それぞれ15分程度で行います。休会します。

[公益・使側協議]

[公益・労側協議]

○佐藤部会長 大変お待たせいたしました。

使用者側、労働者側の金額差がかなりありましたので、お話を伺って、今後の方針について、話をしたところであります。両者、先ほど御提示いただいた金額のままということによろしいですね。

では、また次回以降、金額審議の方を進めていきたいと思えます。

前回もお話ししましたが、公益委員といたしましては、労働者側、使用者側双方の御主張を承った上で、全会一致できれば、それでいいのですけれども、できなかった場合には、双方の御主張を受け止めた上で、あるべき金額というものを御提示させていただくような形になるかと思えます。そのときに何を指標にするかということ、鳥取県自体がどのような状況にあるのかということ、鳥取県のあるべき最低賃金の金額というものが出せばいいと考えているところです。

では、議事の4番目に行きたいと思えます。その他についてですが、事務局の方で何か御用意ありますでしょうか。

○市村賃金室長補佐 次回の専門部会は8月1日木曜日9時30分から、本日と同じ会場で開催させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、次回、8月1日の9時30分からとなりますので、またよろしくお願ひいたします。

○西村委員 一つ事務局の方にお願ひしたいことがございます。先ほど意見陳述の中で、時給が最低賃金に張りついているという表現をされたところがすごく印象に残ってしまし、私もすごく同感の部分があるのですけれども、日曜日に新聞で求人広告が出るのが

よくあります。毎週、新聞を見ると日曜版みたいなところに求人広告があるのですけれども、時給900円という最低賃金で求人を出している企業が相当数あると思っています。民間の資料なので、多分なかなかそれを指標にするというのは無理だと思うのですが、あれは、コスト、経費を使って求人広告を出しているのです、求人をする側の立場でいうと、冷やかしてはなくて、実際に働いていただきたいという方を求めて出している広告自体が、900円に、最低賃金に張りついているという状況がどういう状況なのかというところ、結局、例えば950円にすれば、求人が有利に運ぶというのは当然、使用者側も考えていまして、高ければ高いほど、応えてもらえるのだろうという状況がある中で、900円でしか提示できないというのは、それでしか要は支払能力としてないのだろうと思っています。今、資料の中に、影響率というものを出示していただいている数字はあるのですが、それはそれとして、実際にこれから事業をするとか、今本当に困っていて求人をするという事業所が、900円でしか求人が出せないという状況をどう捉えるのかというところも必要かと思っていまして、例えばですけれども、ハローワークも今朝ここに来る前に見てみたのですが、鳥取のハローワークを見ると、幾らで求人が来ているのかというのは、資料として確かあるのではないかと思うので、実態として、そんなに長期間は必要ないんですけども、例えば直近1か月で求人が出されているものの中に、今回、仮に50円上がったとすると、950円になるんですけども、950円未満で求人が出ている状況というのが全体のどのくらいあるのかというものが、もし直近のものであれば、議論の中で使わせていただきたいなと思っていますので、お願いできればと思います。

○佐藤部会長 第545回審議会資料の67ページに6月期のものが載っているようなのですが、これではないですか。

○中塚賃金室長 64ページからの資料が、今、西村委員が言われた資料ということになりますので、そこを見てください。

○西村委員 承知しました。

○佐藤部会長 では、この64ページから67ページですね、これが4月、5月、6月となりますので、こちらの方を御参考になさっていただきたいと思います。7月のデータは、どれくらいに出るのですか。

○中塚賃金室長 7月につきましては、来月になります。ハローワークを所轄する職業安定部の方からデータを入手しますので、またその状況を詳しく確認できれば、報告させて

いただきまして、専門部会に間に合うようでしたら、提出したいと思います。

○石川委員 関係してはすけれども、これは、求人票がどれだけあったかという資料かと思いますが、この求人票が新規に出てきて、何件ぐらい決まったということは、簡単にかめたりしますか。もし分かればというところですが。

○中塚賃金室長 求人件数が何件ぐらいあって、それが何件ぐらい決まったかという数字が出るかというところですね。所轄が職業安定部になりますので、これも確認させていただくということよろしいでしょうか。もしそれが出るようでしたら、同じように、4月から6月までと、間に合えば7月もというところよろしいでしょうか。

○石川委員 私は6月分だけでも構わないと思っているのですが、要するにどのぐらいで雇用主さんが求人を出されているのかということと、同じように、働いている側がどの程度だったら受けているのかというところが見たいという意味です。

○中塚賃金室長 分かりました。では、求人件数と、あとは、それに関する決定件数というところで確認させてください。

○石川委員 よろしく願いいたします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○花原委員 目安の50円が出された後に、ハローワークの求人が、例えば900円の割合、950円の割合がどう移行していくのかというのが見たいというのがあって、仮に7月でこういうデータが出れば、例えば求人金額が、単価がどう移行していくのか。この5月、6月ではまだ目安が出ていない状態での求人広告だと思うのですが、7月になると、ある程度目安を反映しながら、やはり高い金額にしないと雇用できないので、ハローワークの募集金額も例えば900円だけでも、930円とするのか、950円とするなど、募集が多分変動が出てくると思うのです。だから、もし分かれば、7月の今のハローワークのデータがもし入手できれば、次回にお願いしたいと思います。

○中塚賃金室長 7月分について、確認して、セットできるようであれば、専門部会の方で資料提出いたします。

○花原委員 ありがとうございます。

○河村委員 同じく募集についてなんですけれども、なかなかこれは難しいと思うのですが、例えば募集段階では900円と出しても、900円からという募集が多いと思います。最低賃金が900円なので、900円という表示はするけれども、実際に採用された人は900円を超えて、950円で採用されているというようなケースも往々にしてあると思

うのです。その辺りが、さっき石川委員が言われた、実績として、雇用された方の実数として見たときに、賃金がどうなのかというところも見たいというのがあります。

それと、第544回審議会机上配付資料の中央最低賃金審議会の資料ですが、そこに各県の状況、都道府県別統計資料編というのがあるのですが、67、68ページに、パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金平均額と下限額、67ページが平均額で、68ページが下限額ですけれども、Cランクの鳥取県は、下限額が令和5年でいうと993円、令和6年の3月でいうと1,056円、令和6年4月でいくと1,023円となっています。この下限額と、先ほど見ていただいた第545回審議会資料の67ページの令和6年6月、月が違うのですが、この基本給下限額と、少し乖離があるような気がします。参照しているデータがもしかすると違うのかもしれませんが、その辺りも教えていただければと思います。

○佐藤部会長 事務局、お願いします。

○中塚賃金室長 第544回審議会の机上配布資料の通し番号67、68ページの表と、先ほどの第545回審議会資料との金額のところで乖離があるということで、その出し方ということですね。

○河村委員 はい。

○中塚賃金室長 これも、職業安定関係のものになりますので、確認いたしまして、また報告の方をさせていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

○西村委員 ちなみに第545回資料の67ページの6月のところ、全ての月もですが、求人件数となっていますけれども、これは求人人数というふうに読み替えたらいいですか。

○中塚賃金室長 併せて確認させていただきます。

○佐藤部会長 では、次回まで、御確認の方をよろしく願いします。

その他、御意見、御質問ありますか。よろしいですか。

(なし)

○佐藤部会長 では、長時間どうもありがとうございました。これで終了となります。